

富士吉田商工会議所 SDG s 推進事業者認定制度実施要綱

第1条 (目的)

この要綱は、SDG s に積極的に取り組む事業者等を後押しする「富士吉田商工会議所SDG s 推進事業者認定制度」の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業者等が、自らの活動とSDG s との関連性を認識し、SDG s の達成に向けた具体的な取組みを推進することにより、SDG s の普及を促進するとともに、新たな価値の創造を促し、その取組みの「見える化」による地域の自律的好循環(※)の形成につなげ、富士吉田の特性を生かした持続可能な社会を目指し、SDG s の取組みを原動力とした地方創生を実現することを目的とする。

(※) 自律的好循環…企業、地域、地方公共団体、地域金融機関等の多様なステークホルダーが連携し、地域課題の解決に向け、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

第2条 (対象)

富士吉田商工会議所SDG s 推進事業者制度の認定の対象は、次の(1)から(6)に掲げる全ての要件に該当する事業者等又は(7)に該当する事業者等とする。

- (1) 2030年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組みを確実に示していること。
- (2) 自らの活動とSDG s の17のゴールとの関連付けがなされていること。
- (3) 富士吉田商工会議所の会員であること。
- (4) 富士吉田商工会議所金融部会協力企業または富士吉田商工会議所の支援を受けること。協力企業とは、同部会に所属する部会員で会員企業からSDG s 宣言支援依頼があった場合にその支援が可能であること。(別表)
- (5) 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まない団体等。
- (6) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。
- (7) やまなしSDG s 登録制度登録企業者で富士吉田商工会議所の会員であること。

第3条 (認定の申請)

前条の認定(以下「認定」という。)を受けようとする事業者等は、富士吉田商工会議所SDG s 推進事業者認定申請書(別紙様式第1号)に次の書類を添付して富士吉田商工会議所会頭(以下、「会頭」)に申請するものとする。但し、やまなしSDG s 登録制度登録企業者はその登録証の写しのみで申請するものとする。

- (1) SDG s 達成に向けた取組み内容(様式第2号)
- (2) その他会頭が必要と認める書類

第4条 (認定の実施)

会頭は、前条の規定による申請があった場合において、第2条各号の全ての要件に該当すると認め

るときは、当該申請をした事業者等を富士吉田商工会議所SDGs推進事業者として認定し、認定証を交付するものとする。

2 会頭は、認定をしたときは、当該認定事業者に対し、ホームページにおいて取組内容を公表するよう促すとともに、当該認定事業者の名称等を富士吉田商工会議所会報・ホームページ等において公表するものとする。

第5条（認定の有効期間）

認定の有効期間は、認定の日から2030年までとする。

第6条（認定の変更）

認定事業者は、認定内容に変更がある場合は、富士吉田商工会議所SDGs推進事業者認定変更届（様式第3号）により速やかにその旨を会頭に届け出なければならない。

第7条（認定の辞退）

認定事業者は、認定の辞退について、会頭に申し出ることができる。

2 前項の認定の辞退をしようとする場合は、富士吉田商工会議所SDGs推進事業者認定辞退届（様式第4号）を会頭に届け出なければならない。

第8条（認定の取消し）

会頭は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により認定したと認める場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) SDGsの達成に資する活動について、実態がないと認める場合
- (4) その他、認定事業者として適当でないと認める場合

2 会頭は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた地域事業者等に対し、通知するものとする。

第9条（事務の所掌）

この要綱に関する事務は、富士吉田商工会議所において所掌する。

第10条（その他）

この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月22日から施行する。

(別表) 富士吉田商工会議所金融部会協力企業 (令和5年12月15日現在)

あいおいニッセイ同和損害保険・アクサ生命保険・SMB C日興証券・F - a g e n t ・岡村法律事務所・税理士法人おしまち会計社・共栄火災海上保険・総合ベストプラン・損害保険ジャパン・大信ベスト・ほけんメンテナンス(瀧口初美)・都留信用組合・東京海上日動火災保険・東京海上日動パートナーズ EAST・半谷経営研究所・ふじさん法律事務所・富士リスクコンサルティング・丸久・三井住友海上火災保険・税理士法人みらいと・山梨県民信用組合・山梨信用金庫・山梨中央銀行・湯山会計事務所・ライフマネージメント(略称・五十音順)

(様式第1号)

年 月 日

富士吉田商工会議所 SDGs 推進事業者認定申請書

富士吉田商工会議所 会頭 様

所在地 _____
事業者名 _____
代表者 _____
電話番号 _____

当社は、SDGsに対して正しく理解した上で、富士吉田商工会議所 SDGs 推進事業者認定制度要綱第3条の規定により、認定を申請します。

<認定申請事業者概要>

事業者名			
代表者名			
事業所等所在地			
電話番号		FAX	
メールアドレス			
ホームページ URL			
業種			
従業員数			
事業概要			
情報共有 (<input checked="" type="checkbox"/> をお願いします)	<input type="checkbox"/> 認定情報について、富士吉田商工会議所が会報・HP等で公表することに同意します。		
要件確認 (<input checked="" type="checkbox"/> をお願いします)	<input type="checkbox"/> 富士吉田商工会議所の会員である。		
	<input type="checkbox"/> 富士吉田商工会議所金融部会協力会社() または富士吉田商工会議所の支援を受けました。		
	<input type="checkbox"/> 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まない団体等		
	<input type="checkbox"/> その他重大な法令違反はありません。		

【添付資料】(をお願いします)

様式 2(SDGs 達成に向けた取組みチェックリスト)

その他参考資料()

【富士吉田商工会議所 SDGs 推進事業者認定申請】
SDGs 達成に向けた取組み内容

事業者名:

<2030 年の SDGs 達成に向けた経営方針と目指す姿>

<必須項目> 認定のために必ず必要な項目

※別紙の「SDGsの観点で市場・社会から期待される基本的な事項」の「0.すべての方の必須項目」0-1、0-2、0-3 の全てを確認の上、各社の考え方や取組みを簡単にお答えください。



現在取り組んでいる項目

<今の姿>

※1~6 のうち2つ以上の項目が必要です。

1.人権・労働	
2. 環境	
3. 公正な事業慣行	
4. 製品・サービス	
5. 社会・地域貢献	
6. 組織体制	

今から取り組もうとしている項目

<目指す姿>

※1~6 のうち1つ以上の項目が必要です。

1.人権・労働	
2. 環境	
3. 公正な事業慣行	
4. 製品・サービス	
5. 社会・地域貢献	
6. 組織体制	

※別紙の「SDGsの観点で市場・社会から期待される基本的な事項」でそれぞれの取組み事例を確認の上、該当する項目番号を記入ください。

(様式第3号)

年 月 日

富士吉田商工会議所 SDGs 推進事業者認定変更届

富士吉田商工会議所 会頭 様

所在地 _____
事業者名 _____
代表者 _____
電話番号 _____

次のとおり認定内容を変更しますので、富士吉田商工会議所 SDGs 推進事業者認定制度要綱第6条の規定により届け出ます。

<変更内容・変更年月日>

変更項目
具体的な変更内容

変更年月日： 年 月 日

(様式第 4 号)

年 月 日

富士吉田商工会議所 SDGs 推進事業者認定辞退届

富士吉田商工会議所 会頭 様

所在地 _____
事業者名 _____
代表者 _____
電話番号 _____

次の理由から認定を辞退しますので、富士吉田商工会議所 SDGs 推進事業者認定制度要綱第7条第2項の規定により届け出ます。

<辞退の理由>

認定証（B6サイズ）

富士吉田商工会議所SDGs推進事業者

認定証

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

認定番号 _____

事業者名 _____

 富士吉田商工会議所

会頭 堀内 光一郎



※アクリルL型カード立を認定証と同時にお渡しいたします。店舗・事務所等に設置し周知をお願いいたします。